

大東市建設工事入札
参加資格登録業者 様

大東市上下水道局総務課

大東市上下水道局発注工事における
現場代理人の常駐義務の緩和について（お知らせ）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、発注者・受注者間の常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務付けられております。

しかしながら、昨今、携帯電話等の通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと認められる場合に限り、現場代理人の常駐義務を緩和するものです。

つきましては、今後の上下水道局における現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 現場代理人に係る緩和措置の主な条件

金額	1件の予定価格が1,000万円未満
工事件数	兼任できる工事件数は、2件まで

2 現場代理人を兼任する場合の手続

現場代理人の兼任の届出をする場合は、制限付一般競争入札は事後審査書類提出時に、指名競争入札は契約締結時に、「現場代理人兼任届」を発注者（上下水道局総務課）に提出してください。

3 兼任の中止

現場代理人兼任届の内容に虚偽の記載がある場合や連絡・施工体制の不備等、兼任に支障があると認められる場合は、兼任を中止し、新たな現場代理人を速やかに配置することを求めます。また、虚偽記載については要綱に基づき、入札参加停止の措置を行います。

4 兼任を認める条件

- (1) 受注者が兼任させようとする現場代理人と大東市上下水道局との連絡体制が確保されていること。
- (2) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、必ずいずれかの工事現場に駐在し、上下水道事業管理者又は監督員が求めた場合には、他方の工事現場に速やかに向かうなどの対応が可能であること。
- (3) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、他の発注機関が発注する工事の現場代理人でないこと。
- (4) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、大東市上下水道局が発注する予定価格が1,000万円以上の工事の現場代理人でないこと。
- (5) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、現場代理人兼任届けの提出日における契約金額が1,000万円以上の工事の現場代理人でないこと。
- (6) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、専任配置を要する他の工事の監理技術者又は主任技術者でないこと。
- (7) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、大東市上下水道局が発注する予定価格が1,000万円以上の工事の主任技術者でないこと。
- (8) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (9) 受注者が兼任させようとする現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。

5 留意事項

- (1) 受注者は、兼任配置した工事現場について、安全管理の不徹底による事故等が発生しないよう、より一層の安全管理と工程管理に努めてください。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができますが、建設業法で規定されている主任技術者等の専任要件は従来どおり適用されます。建設業法違反とならないよう注意してください。

以上